東京都千葉福祉園

Ⅰ　施設概要

所在地	千葉県袖ケ浦市代宿８番地

事業種別				定　員
指定管理事業	第１種社会福祉事業	障害者支援施設	生活介護	３２０人
			施設入所支援	３２０人
	第２種社会福祉事業	短期入所事業		６人

※令和６年度末で障害児入所施設は廃止しているが、アフターケア、中野特別支援学校しいの木分教室との防災協定については、取組を継続していく。

Ⅱ　令和8年度の運営方針

利用者本位のサービスを徹底するとともに、一人一人に寄り添った支援を心がけ、利用者の意見や意思をより一層尊重するとともに、豊かな日常生活又は社会生活の実現に向けて施設運営を行う。

全職員が連携・協力して利用者の状況に応じた良質なサービスの提供及び安全・安心の確保に努める。

また、地域ニーズを的確に捉え、積極的に地域と連携・協力し地域福祉の増進や社会への貢献に努めていく。

１　利用者本位のサービスの徹底と一人ひとりに寄り添った支援

利用者が安心して生活し、豊かな日常生活又は社会参加ができるよう、利用者の意見や意向を丁寧にくみ取り、希望する生活や課題を把握するとともに、医師、看護師、心理技術員、理学療法士、言語聴覚士、栄養士等の専門的見地を踏まえ、個別支援計画を作成し、個々の状況に応じたサービスを提供する。

また、地域生活への移行を希望する利用者に対し、保護者等の理解と協力を得ながら、関係機関と連携して積極的に移行を推進する。

２　セーフティネットとしての役割と地域ニーズへの対応

東京の福祉のセーフティネットとしての役割を引き続き担うため、特別な支援が必要な利用者を施設機能に応じて受入れ、関係機関と連携・協働し、利用者の生活を支援していく。

地域貢献のため、地域と利用者の交流、地域の各種活動への協力などにより、地

域との連携を強化する。

３　運営体制と人材育成の強化

虐待等不適切支援の防止に向けた取組を強化し、利用者の権利擁護を推進するとともに、日頃から事故や災害発生に備えたリスクマネジメントを徹底する。

また、質の高いサービスを継続的に提供するため、ＯＪＴの推進、職場内外での研修の充実強化等により、職員の支援技術向上を図る。

Ⅲ　実施計画

令和８年３月１日現在、利用者の平均年齢は６３．９歳（５０歳以上９１．６%、６５歳以上４５．８%、最高齢者８９歳）、障害支援区分５及び６の割合は、８２．１%となり、高齢化・障害の重度化が進んでいる。

令和８年度は、上記の状況を踏まえ、以下の事項に重点的に取り組む。

１　児童・利用者の権利擁護及び最善のサービスの提供

（１）アクションⅠ－１　児童や利用者の意見や意思を尊重したサービスの提供

ア　障害者の意思決定の支援

利用者が自ら選び決定することができるよう必要な情報を、利用者が十分に理解できるよう工夫して提供する。また、日常生活場面において、絵カードや写真、実物を用意して提示するなど、利用者が自ら選ぶ経験を積み重ねることができる機会を提供する。

自己決定や意思確認が困難な場合には、利用者のことをよく知る関係者が集まり、日常生活やサービス提供場面における表情や感情、行動について情報を収集・共有し、利用者本人の視点に立ち、推定意思・選好を確認する。

イ　個別支援計画の策定

個別支援計画作成の会議（策定・中間・評価）には、利用者も参加し、利用者の意思決定の結果を反映した計画を作成する。また、地域生活移行及び施設外の日中サービスの利用の意向確認を行い、計画に反映させる。

利用者の意向や状況を十分に把握し、適切な計画作成を行うため、作成した個別支援計画は、相談支援事業者へ交付し情報共有を図る。

ウ　福祉サービス第三者評価の活用

令和８年度は、高く評価された点や過去の受審結果を踏まえ、利用者サービスを一層充実させていく。引き続き福祉サービス第三者評価を受審し、サービ

ス向上に努めていくとともに、評価項目における標準項目の達成率１００％を目指す。

また、令和７年度の指摘事項については、改善計画を実行していく。

（ア）令和７年度評価結果における「特に良いと思う点」

【障害者支援施設】

①業務委託ではなく直営で食事を提供しており、細やかな食事への配慮と工夫により園内の生活に彩どりを添えている

②利用者が暮らしやすい地域社会を創るための、事業所自らが率先して地域に飛び込んでいる

③ヒヤリハットの集計・分類に基づいた再発防止や標語を掲げたポスター掲示等の虐待防止の取組みが安全・安心な生活をもたらしている

【短期入所事業】

①入所初期の利用者個々の特性や事情に寄り添ったさまざまな配慮が利用者の安心につながっている

②短期入所の利用者でも歯科検診が受けられ、退所後も自身で口腔ケアができるよう手順書を作成するなど充実した医療支援が実践されている

③（【障害者支援施設】③に同じ）

（イ）令和７年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

【障害者支援施設】

①「レストランに行きたい」「買い物に行きたい」など、移動困難な利用者の声に応えた、今後の園の外出支援の取り組みに期待したい

②アセスメント表、個別支援計画書などの書式の見直しを進め、適切な場所への格納や更新時の職員への周知など利便性の向上に期待したい

③障害の重度化、利用者の高齢化に対応する専門的研修の強化について検討されたい

【短期入所事業】

①　（【障害者支援施設】①に同じ）

②　（【障害者支援施設】②に同じ）

③関係機関・部署との連携の強化により新規利用者の獲得も含めた募集や情報発信により利用率の改善を図りたい

（ウ）「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた取組計画

【障害者支援施設】

①多様化するニーズにより細やかに対応するため、少人数での外出機会を増やしていく。

②個別支援計画書の作成・保管は、支援記録システム『あおぞら』へ移行する。ただし、『あおぞら』だけでは十分な情報を収集・共有できないフォーマットに関しては、既存の書式を用いて運用していく。

③健康管理や体調変化の早期発見のために導入している、「眠り SCAN」の特性や測定原理を学ぶ勉強会の回数を増やして実施する。

【短期入所事業】

①　（【障害者支援施設】①に同じ）

②　（【障害者支援施設】②と同じ）

③近隣・都内の関係機関への情報発信を継続するとともに、相談支援事業所への情報発信に努め、利用率の向上に努める。

事　項	（評価項目における標準項目の達成率）
第三者評価による改善	１００％

エ　苦情解決制度の充実

第三者委員による苦情相談受付及び苦情解決委員会を定期的に開催し、利用者や家族等の苦情に適切に対応する。委員は男女各２人を選任し、各委員が寮や日中活動の場に出向いて相談にあたるなど、より相談しやすい環境作りに取り組む。

また、園職員による月２回の利用者苦情相談も継続して実施し、苦情への迅速な対応と利用者の要望を積極的に反映する。

第三者委員（人数・属性等）	相談実施回数	相談実施人数
４人（弁護士、近隣 NPO 法人代表、近隣自治会役員）	年４回	１５人

〈参　考　令和８年３月１日現在〉

園職員による利用者苦情相談	年２４回	１５０件

オ　利用者満足度調査の実施

令和８年度も利用者サービスの更なる改善に資するため、下記の調査を実施する。

実施内容	実施時期
＜食事について＞ 園で提供している食事（一般食・介護食・治療食・各食事の食形態・おやつ・イベント食・選択食・お好み献立等）について、嗜好や食べやすさ、その他要望等を調査し、より安全で豊かな食生活に繋げていく。	１１月から１月まで

（２）アクションⅠ－２　児童・利用者の自己実現と人生の可能性を広げる支援

ア　地域生活移行への取組強化

園内地域生活体験寮の利用や、都内や近隣のグループホームの見学を実施する。必要に応じてグループホームの体験入居を実施し、地域生活移行に向けて取り組む。

また、利用者が心身ともに安心して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の状態に応じて、随時生活環境の見直しを行うとともに、保護者や各関係機関と連携し、本人の望む生活の場への移行を支援する。

（ア）地域生活移行

		成人
地域生活移行者数	移行人数	１人
	地域移行希望者数	３人
介護施設等への移行者数	移行人数	２人

（イ）地域や他施設への移行に向けた取組

	回数	実施人数
グループホーム見学	２回	２人
介護施設見学	２回	２人

（３）アクションⅠ－３　虐待防止の徹底

「重大事故ゼロ運動」を意識して、以下の取組を進めていく。

利用者本位のサービス提供や利用者の安全・安心な生活の確保のための更なる意識啓発に向け、「支援姿勢・方法のセルフチェック」を実施し、日々の支援の振り返りを行う。

また、虐待防止啓発ポスターや「にっこりほっと報告」の掲示、サンクスカードの活用を行い、利用者の新たな一面の発見や同僚への感謝の気持ちを表出する取組を通じて、職場内のコミュニケーションの活性化を図るとともに、より良い支援の共有から権利擁護意識の向上を図る。

さらに、虐待の未然防止・早期発見に向けた取組として、職員に対し、日常的な関与による相談・助言・指導を行い、寮職員・GL 間で情報共有を図り、「管理監督職による寮巡回」、「第三者による利用者・職員相談」、「個別支援会議に係る議事録の寮内共有」を実施する。また、支援の質向上を目的に「支援姿勢・方法セルフチェック」を実施するとともに、各寮で支援上ストレスフルな状況を抽出し、ロールプレイングすることにより適切な対応を共有する「利

用者支援に関するロールプレイング」のほか、「KYT＋（利用者の気持ちを読む訓練）」や「Speech Lock 防止（仮称）」の取組を推進していく。

また組織として「強度行動障害支援者研修」の受講を推進し、受講者が各職場へフィードバックすることで専門性の向上を図る。

虐待防止研修は職層別に実施するとともに、全職員が必ず年１回受講し、知識の習得と個々の事例を踏まえながらスキルを身につけ実践していく。

夜間の支援体制については、重度高齢者寮における２人体制の「あんしん夜勤」を導入し、緊急時には各寮からの応援要請に速やかに対応できる体制を整備している。この体制により、利用者の安全確保を図るとともに、夜間における職員の孤立した支援や不適切支援の防止につなげている。

事　項	実施回数等	内容・協力機関等
虐待防止委員会	年４回	・不適切な支援や利用者虐待の防止等に向けた取組 ・身体拘束禁止の検討及び周知 ・権利擁護意識向上のための啓発活動
権利擁護・虐待防止に関する研修受講率	１００％ （全職員実施）	園で実施する権利擁護や虐待防止に関する研修に加えて、事業団共通の虐待防止研修（ｅ-ラーニング）も実施

（４）アクションⅠ－４　リスク管理の推進

ア　リスクマネジメントの徹底

リスクマネジメント委員会において、ヒヤリ・ハットや事故の対応策・改善策の検討・実施・事後検証を行い、同種の事故等の未然防止に向けて組織的に取り組む。

また、ヒヤリ・ハットや事故報告は、会議等を活用し、園全体に対し、同種の事故等の未然防止に向けた情報共有と注意喚起を行う。

事　項	実施回数等	内容・協力機関等
リスクマネジメント委員会	年４回 随時	ヒヤリ・ハット、事故事例の収集分析や再発防止策の検討、重大事故ゼロ運動の取組
救急救命講習会	年２回	ＡＥＤ／止血法（医師・看護師１回、消防１回）
交通安全講習	年１回	運転マナー、交通法規遵守等（警察署）

イ　個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

園の情報セキュリティ組織体制の下、事業団個人情報保護規程等に基づき、個人情報の適正な収受・保管・施設内利用、ＵＳＢメモリー等の限定使用・施設外持ち出し禁止、情報端末の一元管理などにより、個人情報の漏えい・不正使用の防止の徹底を図る。

情報セキュリティ研修受講率	１００％
標的型攻撃メール訓練実施率	１００％

ウ　災害、防犯対策の取組

大規模災害発生時の利用者・職員の生命及び安全確保と施設機能の維持のため、「千葉福祉園事業継続計画（BCP）及び対応マニュアル」に基づき、定期的な訓練や食糧等の備蓄を確実に行うほか、参集及び給水・炊き出し訓練などを実施するとともに、地元自治体や近隣の福祉施設と連携協力していく。不審者等の防犯対策について、警察等関係機関と連携して必要な対応を図る。

事　項	実施回数等	内容等
総合防災訓練	年２回	避難訓練、消火訓練（消防署）、BCP、給水・炊き出し訓練
ブロック・寮別訓練	月１回	避難訓練、消火訓練
不審者対応訓練	年１回	不審者への対応、応対・連絡・通報・避難等

エ　感染症対策の徹底

日頃から、新型コロナウイルスやインフルエンザ、ノロウイルスなどの感染症や食中毒の防止に向け、予防対策の徹底や利用者や職員等の健康状態の把握、共有を行うとともに、感染を想定した対応等について、マニュアルに基づき迅速かつ適切に対応できる体制を整備し、研修等を行うなど、感染予防に努める。また、感染症発生時には、利用者サービスや施設運営が継続できるよう、「感染症対策マニュアル」「感染症発生時における業務継続計画（BCP）及び対応マニュアル」に基づき、必要な感染症対策を取りながら、感染状況に応じた取組を進めていく。

事　項	実施回数等	内容・協力機関等
感染対策委員会	年４回	園内の感染状況の確認、感染予防対策、感染を想定した対応等の検討

2　東京の福祉のセーフティネットの役割を担う

（1）アクションⅡ－1　特別な支援が必要な児童や利用者を受け入れて、専門的支援を提供

ア　特別な支援が必要な児童の受入れ

利用者の高齢化、建物の老朽化等を踏まえ、家庭での支援困難者や精神科病院からの退院者等のニーズに応えるため、短期入所事業における受入れを推進する。

＜参考　令和８年３月１日現在＞

医療的ケアを必要とする利用者の割合		７．７％ （１６８人中１３人）
強度行動障害のある利用者の割合	施設入所	１．７％ （１６８人中３人）
重度、最重度利用者の割合		５８．９％ （１６８人中９９）
70 歳以上の利用者の割合		２８．５％ （１６８人中４８人）

イ　専門的な支援の充実

心身機能の改善・維持及び低下軽減のため、心理技術員、理学療法士、言語聴覚士による療法サービスを計画的に実施する。

また、療法職員と寮職員が連携し、寮プログラムにおいて介護予防・誤嚥予防等健康増進に向けたプログラムの充実を図る。

＊心理技術員による利用者へのケア

（　）は心理的ケアを必要とする利用者の割合（令和８年３月１日現在）

個別療法実施人数	延５５０人 （全１６８人中１６人 ９．５％）	個別療法、行動観察、知能検査、行動観察、スヌーズレン、相談・助言他

＊理学療法士による療法サービス

個別療法実施人数	延１，０００人	機能訓練、物理療法、検査・測定、補装具等、相談・助言他

＊言語聴覚士による療法サービス

個別療法実施人数	延８００人	個別療法、食事観察、言語訓練、摂食・嚥下訓練、スヌーズレン、相談・助言他

ウ　生活環境・日中活動の充実

（ア）日中活動の充実

利用者が生きがいを感じ、楽しい毎日を送れるよう、利用者の状況や興味に沿ったメニューの充実を図る。利用者の社会参加の機会となる創作的・生産的活動や高齢・行動障害などを有する利用者の特性に応じた活動などを設定し、寮プログラム、センタープログラム、療法サービスとして提供する。

寮プログラムは、多様で質の高い活動とするためガイドラインに沿って提供するとともに、活動支援グループにおいて企画・指導を行うことで、統一性・質の確保を図る。また、各寮の利用者が参加し、交流できる一日科やクラブ活動等のセンタープログラムを提供する。

外出・外食については、利用者の状況や嗜好に合った機会を計画し、食事形態などにも配慮しつつ、楽しんでもらえる時間を提供する。

日中活動	寮プログラム（各寮）	創作的活動、生産的活動、高齢者体操、環境美化活動、季節行事、外出等 平日
	センタープログラム ①一日科（屋外科・屋内科） ②クラブ活動 ③わーくＪＯＹ ④カラオケＪＯＹ ⑤みんなでＪＯＹ	 平日 音楽クラブ（年４回） スポレククラブ（年４回） 踊りや歌等を楽しむクラブ（年３回） 月３回 月３回 月５回
	療法サービス	心理療法、理学療法、言語聴覚療法

（イ）食生活の充実

利用者が、豊かで潤いのある食生活を送れるように、出張調理やお好み献立、出前寿司・刺身、郷土料理などの多様なメニューを提供する。

また、利用者の食形態の定期的な点検を行うとともに、介護食形態の充実を図り、より安全で楽しい食事の提供に努める。

（ウ）居住環境の充実

利用者の高齢化や行動障害に対応できるように、設備の改修や介護機器の導入等を各寮の緊急度に応じて計画的に実施する。

（2）アクションⅡ－2　高い専門性を発揮できる職員の育成

ア　ＯＪＴ推進体制の強化

チューター制度を活用し、新任職員の育成を図る。

また、各種委員会への参画等により、主体的に園運営に関わる機会を設けることで事業団職員の育成に取り組む。

イ　計画的・効果的な研修の実施

研修計画に基づき、園の課題を踏まえた、職層別研修や目的別研修を効果的に実施する。正規職員に限らず全ての職員に研修機会を確保する。

また、事例研究発表会を活用し、支援技術の共有化を図る。

さらに、事業団他施設や民間施設への派遣研修や外部専門研修への参加を積極的に推奨し、利用者支援技術の向上を推進する。

研修内容	対象者	実施時期 （または回数）
新任研修（スキル伝承含む）	新任・転入職員他	４月
ＯＪＴ研修	新任・転入職員他	５月、２月
リーダー研修	２級職・都派職員	年１回
コミュニケーション研修（接遇を含む）	全職員	年１回
スーパーバイズ研修	全職員	年１回
転倒予防研修/認知症研修	全職員	隔年１回
メンタルヘルスセミナー	全職員	年１回
感染症研修（BCP）	全職員	年１回
虐待防止研修（職層別）	全職員	年２回
事例研究発表会	全職員	年１回
交通安全講習会	新任・転入職員他	年１回
救急救命研修	全職員	年２回
ICT 機器研修『眠りスキャン』	全職員	年２回
精神科研修／薬の基礎知識	全職員	隔年１回

介護技術研修	新任・転入職員他	隔年１回
認知症研修	全職員	隔年１回
福祉セミナー	全職員、他施設職員等	年１回
施設派遣研修	全職員	通年
園内体験研修「園ナカ留学」	全職員	６月から２月
強度行動障害支援者養成研修	全職員	通年
オンライン研修（サポーターズカレッジ）	全職員	通年
チューター制度	新任・転入職員	通年
自主研修の奨励（ＳＤＳ）	全職員	随時

ウ　高い専門性を発揮できる職員の育成

支援の難しい方への適切な対応方法の参考として、強度行動障害支援者養成研修の受講を推進し、受講後は、受講内容を各寮で共有し、支援に反映させていく。

事　項	人数等
強度行動障害の基礎・実践研修の受講者（基礎・実践）	基礎１０人・実践７人

エ　外部専門家、外部医師等との連携

虐待防止委員会の外部委員として弁護士を登用するほか、利用者の高齢化・障害の重度化に対応できる人材の育成のため、専門医等の研修講師への招聘、寮への訪問診療などを通して、外部専門家、外部医師等との連携を図る。

（３）アクションⅡ－３　質の高い人材の確保・定着

ア　質の高い人材の確保・定着対策の充実

事業団事務局で実施する人材確保の取組に職員を積極的に参加させるとともに、施設見学等を実施し、職員採用につなげる。

また、養成学校への働きかけを強化し、質の高い人材の早期確保を図る。

さらに、介護機器の導入による介護負担の軽減、サンクスカードの活用等職場内コミュニケーションの活性化やチューター制度を活用したＯＪＴなど、相談しやすい雰囲気づくりに取り組むとともに、新任研修を充実させ離職防止を図る。

イ　職員の離職防止の取組

チューター制度を活用し、新任・転入職員が日常的に相談できる相手を明確化し、一人で悩みや不安を抱え込まない職場環境づくりを行う他、介護機器の導入による介護負担の軽減、「サンクスカード」「利用者支援に関するロールプレイン

グ」「KYT＋」「Speech Lock 防止（仮称）」等、職員間のコミュニケーションの活性化と支援技術の向上にも繋がる虐待防止の取組み、第三者委員による職員相談、メンタルヘルスセミナーの開催等の取組を進め、職員の離職防止を図る。

（４）アクションⅡ－４　セーフティネットの役割を担うための環境・体制整備

多くの施設設備が老朽化しているため、利用者が安全かつ快適に暮らせるとともに、支援が円滑に実施できるよう都と連携しながら大規模改修等に向けた検討を進める。

（５）アクションⅡ－５　蓄積してきた支援技術を活用し、東京の福祉人材の育成に貢献

大学・短期大学・専門学校の保育士等の次代を担う実習生及び高校生のボランティア体験を受入れ、福祉人材の育成に寄与する。

また、保育実習受入れ予定の学生を含めた施設見学及び体験実習等も実施する。

事　　項	派遣実人数	延日数	派遣先
他団体への講師や ファシリテータ等の派遣	２人	４日	東京都
福祉人材養成機関への 講師等の派遣	０人	０日	―

事　　項	実人数／延人数	内訳
保育士養成機関からの実習生受入れ	３０人／３６０人	通年
介護体験の実習生受入れ	１０人／１０人	7月
（その他機関からの受入れ）	２０人／２０人	通年

３　施設機能の活用と地域共生の推進

（１）アクションⅢ－２　地域で暮らす障害者・障害児を支援

ア　地域生活を支えるサービスの充実

介護疲れや病気などを理由とする一時的な家族のニーズに応えるため、短期入所事業を６人定員で実施していく。

また、近隣市からの利用については、都民の利用に支障のない範囲で受入れを行う。

サービス内容	対象地域	利用者数
短期入所事業	都内全域・袖ケ浦市・木更津市・君津市・富津市・市原市	４３８人

イ　卒園児童の相談等への対応

令和６年度末で廃止となった障害児入所施設の卒園児童のアフターケアとして、卒園児童からの相談等に対応していく。

事　　項	実施内容
上記事業の広報・周知	・実施機関へパンフレットの送付 ・ホームページに短期入所事業の案内を掲載 ・ホームページに卒園生専用ページを設置

（２）アクションⅢ－３　地域との共生を目指す取組

ア　地域における公益的な取組

地域住民・団体等を対象に、障害あるいは加齢に伴う身体機能の低下に対する対応をテーマとし、園の保有する人材・情報を活用した講習会等を実施して、地域の高齢者・障害者等を支援する取組を行う。

福祉セミナーについては、地域住民および近隣福祉施設に案内を配布し、積極的に参加を呼び掛ける。

また、地域との連携を深めるため、近隣の障害者支援施設で暮らす利用者を、園の歯科で積極的に受け入れる。

イ　多様な主体との連携

ＮＰＯ法人、企業などと連携し、利用者の社会参加や地域社会との交流を促進する。

また、社会福祉協議会・ボランティアセンター・学校などと連携し、地域のボランティアを積極的に受入れ、利用者に対し多様なサービスの提供に努める。

事　項	延人数	内　容
ボランティアとの連携	１００人	行事・利用者支援・日中活動支援 環境整備・クラブ活動
ＮＰＯ法人等との連携	７０人	見学会・イベント参加 外部サービスの活用・受託作業 等

ウ　地域との連携・協力関係の強化

近隣住民に対する施設開放、自治会等への行事備品の貸出しを継続する。

また、施設で実施する行事や研修会などへの住民参加、地域行事や展覧会への参加・販売など地域と施設の相互交流を推進することにより、施設及び利用者に対する理解が深まり、地域に開かれた施設として運営できるよう連携・協力関係を強化する。

内　容	対象者・実施回数・参加者数等
地域の行事への参加	地域福祉フェスタ・手をつなぐ作品展等
展覧会への出品	長浦おかのうえ図書館作品展等
行事の招待、行事備品の貸出し	近隣施設・自治会・ＰＴＡ等
袖ケ浦市地域支援協議会	年６～８回
袖ケ浦市介護認定審査会	月１回
君津圏域障害者グループホーム等連絡協議会	君津圏域福祉施設関係者　年３回
地域連携会議	福祉行政関係、関係企業、就労系事業所、特別支援学校、福祉施設関係者他　年２回
障害者雇用連絡会議	君津圏域福祉施設関係者　年１回
グランド・大運動療法室等貸出し	近隣福祉施設・スポーツ団体等
桜開花時期の地域開放・園まつり	近隣住民・福祉施設関係者
中野特別支援学校しいの木分教室との防災協定（令和７年４月より）	防災訓練（避難訓練）の協力　年１回
袖ケ浦市救急ハートステーションの申請と導入	袖ケ浦市消防本部からの依頼に基づき、袖ケ浦市救急ハートステーション（応急手当協力事業所）の認定申請を進める。

エ　災害対策における地域との連携

地元自治体や近隣の福祉施設と連携協力していく。不審者等の防犯対策について、警察等関係機関と連携して必要な対応を図る。

事　項	実施回数等	内容等
総合防災訓練	年２回	避難訓練、消火訓練（消防署）、
不審者対応訓練	年１回	不審者への対応、応対・連絡・通報・避難等
中野特別支援学校 しいの木分教室 避難訓練	年１回	防災訓練（避難訓練）

４　運営体制の強化と経営の透明性

（１）アクションⅣ－２　魅力とやりがいにあふれ、働きやすい職場環境の実現

離職防止の観点から、「報告」、「連絡」、「相談」を基本として、職員間のコミュニケーションを活性化し、風通しが良く、働きやすい職場づくりに取り組む。

ア　利用者の高齢化・障害の重度化に伴い増加する職員の介護負担を軽減するため、介護機器を段階的に導入するとともに、手順を明確にし、働きやすい職場環境を整える。

イ　管理監督者等は職員個々の置かれている状況に配慮し、職員がいつでも相談できる職場づくりに取り組む。
　また、研修報告やセルフチェック、にっこりほっと報告等を題材にして職員間で意見交換を行う機会を設定するほか、他部署との交流など横のつながりを意識して、コミュニケーションの活性化を図る。

ウ　ライフワークバランスの考え方のもと、年休取得推進・長時間労働の削減をし、仕事と生活にメリハリを持てるよう取り組む。
　また、ストレスチェックの実施などのメンタルヘルス対策により、心身ともに健康に働ける職場環境の整備に努める。

エ　職員アンケート等の機会を通して、業務改善意識の浸透を図るとともに、業務改善提案の活用やその取組が継続できる職場環境づくりを進める。

（２）アクションⅣ－３　ＤＸの推進による利用者等サービスの向上と業務環境の改善

ア　シルエット型見守りセンサーや眠りスキャン、見守りカメラ等、次世代介護機器の導入やＩＣＴ環境の整備により、利用者の安全性を向上させるとともに、職員の負担を軽減する。

イ　Teams を活用した会議・研修、スマートフォンの機能を活用したビデオ面会等、オンライン環境を整備し、非接触型の業務やタッチレスの取組を推進する。

ウ　システムの導入により、管理業務や支援記録等の事務処理にかかる職員の事務負担を軽減する。

（３）アクションⅣ－４　経営の健全化のための財源の確保

業務の見直しや契約内容の精査などに努めるとともに、経営状況の把握や経営改善に向けた情報共有・検討を行うなど、自立的経営に向けた体制の整備を進める。

また、節電対策や温暖化対策等の環境に配慮した取組を推進する。

（４）アクションⅣ－５　コンプライアンスの推進と経営の透明性の確保

コンプライアンス研修を通じて、職員の倫理観の醸成に引き続き取り組み、職員一人一人のコンプライアンスの強化・向上を図る。

コンプライアンス研修受講率	１００％